

富山市告示第 527 号

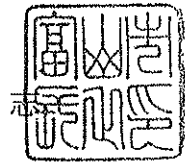
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のおり本市の字の名称及び区域を変更及び廃止するので、同条第2項の規定により、告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による大平地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年10月19日

富山市長 森 雅



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「山本」に 編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	西押川	茨山	8の17
	池多		780の1、783、 784の1、785の1、 786の1、787の1、 788から791まで、 792の1、792の3、 794の1、 795から797まで、 798の1、799の1、 800、801、802の1、 803から805まで、 809の1、 810から814まで、 815の1、816、 817の1、817の2、 818から825まで、 828から830まで

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	山本	大平	31の4

上記の区域内にある国有地の全部を含む。